

# 商品取引所法等改正法の概要

# 目次

◆ 制度改正の全体像	… 1
◆ 「使いやすい」商品先物市場	… 2
・ 現在の規制体系と改正後の姿	… 3
・ 取引所の相互乗り入れ	… 5
・ 商品先物取引仲介業の新設	… 7
◆ 「透明な」商品先物市場	… 8
・ 取引規制の強化	… 9
・ 海外当局との連携	… 11
◆ 「トラブルのない」商品先物市場	… 12
・ 参入要件	… 13
・ 行為規制	… 14
◆ 今後のスケジュール	… 16
◆ 経過措置	… 17

# 制度改革の全体像

- 「使いやすい」「透明な」「トラブルのない」商品先物市場を実現すべく、商品取引所法を改正。

## [ 課題 ]

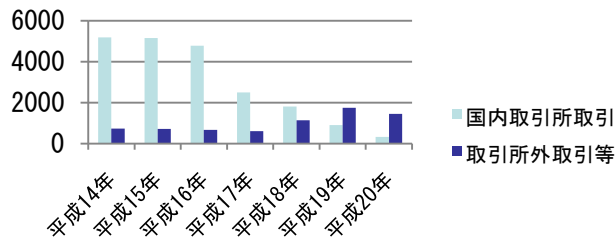
○日本の商品先物市場は利用者の期待に  
えていない

世界の取引高は5年間で4倍、  
日本の取引高は5年間で1/3に。

○商品先物市場の透明性向上は国際的課題  
G8北海道洞爺湖サミット首脳宣言(2008年7月)

14. (中略) 我々はまた、商品先物  
市場の透明性の向上のための各国の  
関連当局の努力を歓迎し、関連当局  
の間の更なる協力を奨励する。

○規制の弱い部分でトラブルが増加  
商品先物に係る苦情・相談件数



(注)国民生活センター調べ。

## [ 対応 ]

### (1)「使いやすい」商品先物市場の実現

- 商品取引所法と海先法(海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律)を一本化し、国内外、取引所内外で隙間のない規制体系を構築。
- 取引所議決権の保有規制を緩和し、金融商品取引所との相互乗入、内外取引所等との連携など競争力強化を実現。等

### (2)「透明な」商品先物市場の実現

- 取引所外の取引を利用した相場操縦行為等に関する罰則を整備。
- 異常な相場過熱時など緊急時における証拠金引上げ命令等の規定を整備。
- 海外当局と連携した相場操縦行為等の摘発を可能とするため、情報交換手続を規定。等

### (3)「トラブルのない」商品先物市場の実現

- トラブルが多い取引所外取引、海外先物取引に、参入規制を導入し、行為規制を強化。
- 利用者がプロかアマかで行為規制に強弱をつける「プロ・アマ規制」や、勧誘を要請していない顧客に対して一方的に勧誘を行う「不招請勧誘」の禁止などの規制を整備。等

「使いやすい」商品先物市場

# 現行の規制体系と改正後の姿

- 国内・海外・店頭商品先物取引について横断的な規制体系を整備。  
(店頭取引・海外先物取引を「商品先物取引法」に位置づけ。)

(現行)

	取引所取引		店頭取引 ※1
	国内	海外	
参入規制	許可	なし	届出 / なし
行為規制	強	弱 ※2	弱 / なし ※3



(改正後)

	取引所取引		店頭取引
	国内	海外	
参入規制	← 許可 →		※4
行為規制	← プロ・アマ規制 → (プロとアマとで規制の強弱をつける)		

- ※1 現行法上、国内取引所相場を利用する取引所外取引については届出制、それ以外の取引については規制はない。ただし、ロコ・ロンドンまがい取引など、特定商取引法により規制される取引類型が一部存在。
- ※2 海先法(海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律)により不実告知の禁止や書面交付義務は規定されているものの、商品取引所法に比べ行為規制は限定的。
- ※3 書面交付義務等の一定の行為規制が規定されているが限定的。
- ※4 大規模事業者のみを相手方とする取引所外取引の場合は、届出で足りることとしている。

# (参考) 制度改正前後の規制体系のイメージ

## 国内

### 参入規制

許可(商品取引員;第190条)

### 対象業務

受託・取次ぎ

### 行為規制

- ・受託に係る財産の分離保管(第210条)
- ・不当な勧誘の禁止(第214条)
- ・損失補てんの禁止(第214条の2)
- ・適合性の原則(第215条) 等

### 行政処分

- ・報告徴収・立入検査(第231条)
- ・業務改善命令・勧告(第232条、第233条)
- ・業務停止命令(6月以内)(第236条第1項)

商取法

## 海外

### 参入規制

なし

### 対象業務

受託・媒介・取次ぎ・代理  
※営業目的と金融機関は適用除外

### 行為規制

- ・書面の交付(第4条～第7条)
- ・不当な行為等の禁止(第10条)
- ・熟慮期間(第8条)

### 行政処分

- ・報告徴収・立入検査(第12条)
- ・業務停止命令(1年以内)(第11条)

海先法

政令指定外の外国市場

特商法による規制

## 店頭

国内相場利用は  
原則禁止(第329条)

例外

国内相場を利用した差金授受取引  
(当業者相手のみ)

### 参入規制

届出(第349条第2項)

### 行為規制

- ・意思の確認
- ・書面交付
- ・帳簿の作成・保存

商取法

### 行政処分

- ・業務停止命令(3月以内) 等

現行

制度改正後

### 参入規制

許可(商品先物取引業者)

### 対象業務

国内・海外の先物取引の受託、委託の代理・取次ぎ・媒介、店頭取引、その代理・取次ぎ・媒介

### 行為規制

プロアマ規制の導入

主な主体

アマに移行できないプロ

- ・商品先物取引業者
- ・商品投資顧問業者

<プロ>

アマに移行できるプロ

- ・特定当業者
- ・特定委託者として省令で定める法人

<アマ>

プロへ移行できるアマ

- ・法人(特定委託者・特定当業者以外)
- ・知識経験財産を有する個人

プロに移行できないアマ

- ・一般個人

主な規制

- ・受託に係る財産の分離保管(第210条)
- ・損失補てんの禁止(第214条の3)

- ・受託に係る財産の分離保管(第210条)
- ・損失補てんの禁止(第214条の3)
- ・不招請勧誘の禁止(第214条第9号)
- ・書面の交付(第220条の2等)

例外

大規模業者のみを相手とする店頭取引(特定店頭商品デリバティブ取引)

### 参入規制

届出

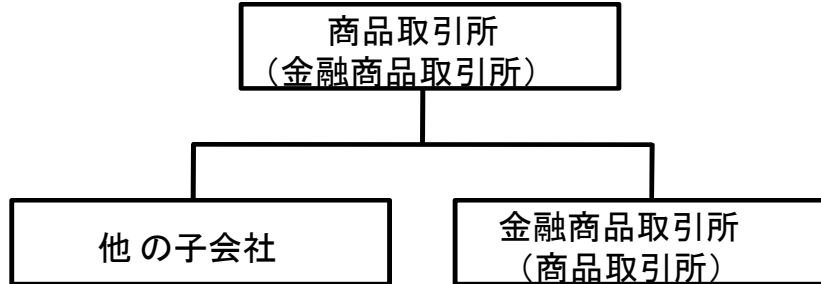
### 行為規制

- ・損失補てんの禁止
- ・帳簿の作成・保存

# 取引所の相互乗り入れ

- 商品取引所と金融商品取引所の相互乗り入れが可能に。

## I. 子会社方式



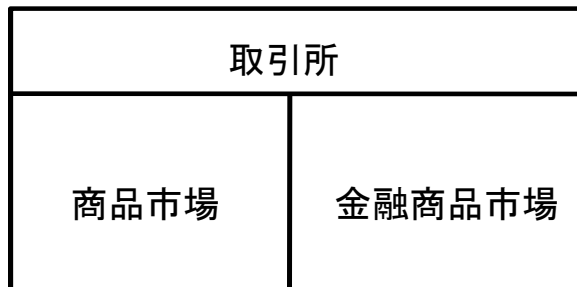
商品取引所(金融商品取引所)が  
金融商品取引所(商品取引所)を  
子会社とするケース

## II. グループ会社方式



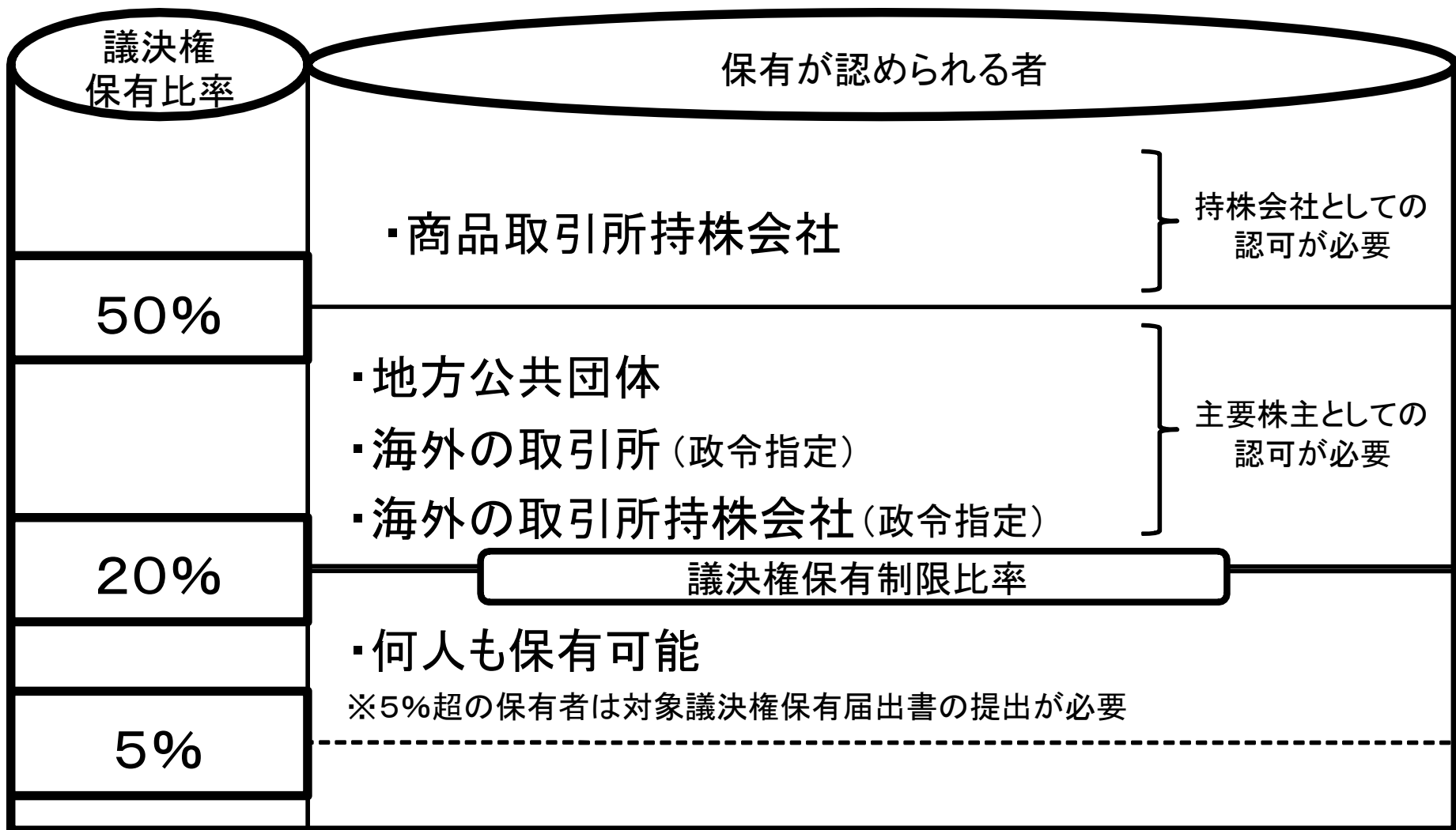
商品取引所(金融商品取引所)の  
持株会社が金融商品取引所  
(商品取引所)を子会社とするケース

## III. 兼業業務方式



商品取引所(金融商品取引所)が  
兼業業務として金融商品市場  
(商品市場)を開設するケース

(参考) 改正後の株式会社商品取引所の株主規制のイメージ



※ 現在は、何人も株式会社商品取引所の総株主の議決権の5%超を取得又は保有してはならない、とされている。

# 「商品先物取引仲介業」の新設

■ 事業者等の商品先物取引へのアクセスの容易化を図るべく、商品先物取引業者の委託を受けて、商品市場における取引の委託の媒介等を業として行うことを、「商品先物取引仲介業」として位置付け。

## <商品先物取引仲介業者制度の概要>

### ●業務

- ・商品先物取引業者の委託を受けて、委託の媒介を行う
- ・国内・海外・店頭いずれの委託も媒介可

### ●参入要件

- ・登録制
- ・登録の際、委託元の業者(所属商品先物取引業者)が必要
- ・財務要件は不問

### ●行為規制

- ・金銭・有価証券の預託を受けることは禁止
- ・説明義務、広告規制、外務員登録義務等は基本的に商品先物取引業者と同様

### ●所属商品先物取引業者の責任

- ・仲介業者が仲介業につき顧客に加えた損害を賠償する責任を負う

# 「透明な」商品先物市場

# 取引規制の強化

## ■ 商品先物市場の透明性を向上すべく、取引規制を強化。

※ 斜線部分が制度改正による変更点

### ●不正取引類型の拡充

#### ■ 現物を利用した相場操縦行為の追加

(第116条に掲げられる禁止行為)

1. 上場商品の所有権の移転を目的としない売買
2. 仮装取引
3. 取引の成立について通謀し、申込みをすること
4. 取引が繁盛であると誤解させるべき取引
5. 1～4の委託または受託等すること
6. 商品市場における相場を変動させる目的をもって、商品市場外で売買等をすること
7. 市場操作によって相場が変動する旨の流布
8. 取引にあたり、故意に虚偽表示をすること

### ●取引所を通じた市場秩序の維持

#### ■ 商品取引所の報告義務強化

大口建玉を持つ者の毎日の建玉数量等の報告の義務づけ(第112条第2号)

#### ■ 主務大臣の緊急事態に係る措置の柔軟化

(第118条に掲げられる措置)

1. 会員等に対する受託の制限
2. 商品取引所に対する値幅制限等
3. 商品取引清算機関に対する取引証拠金額の変更

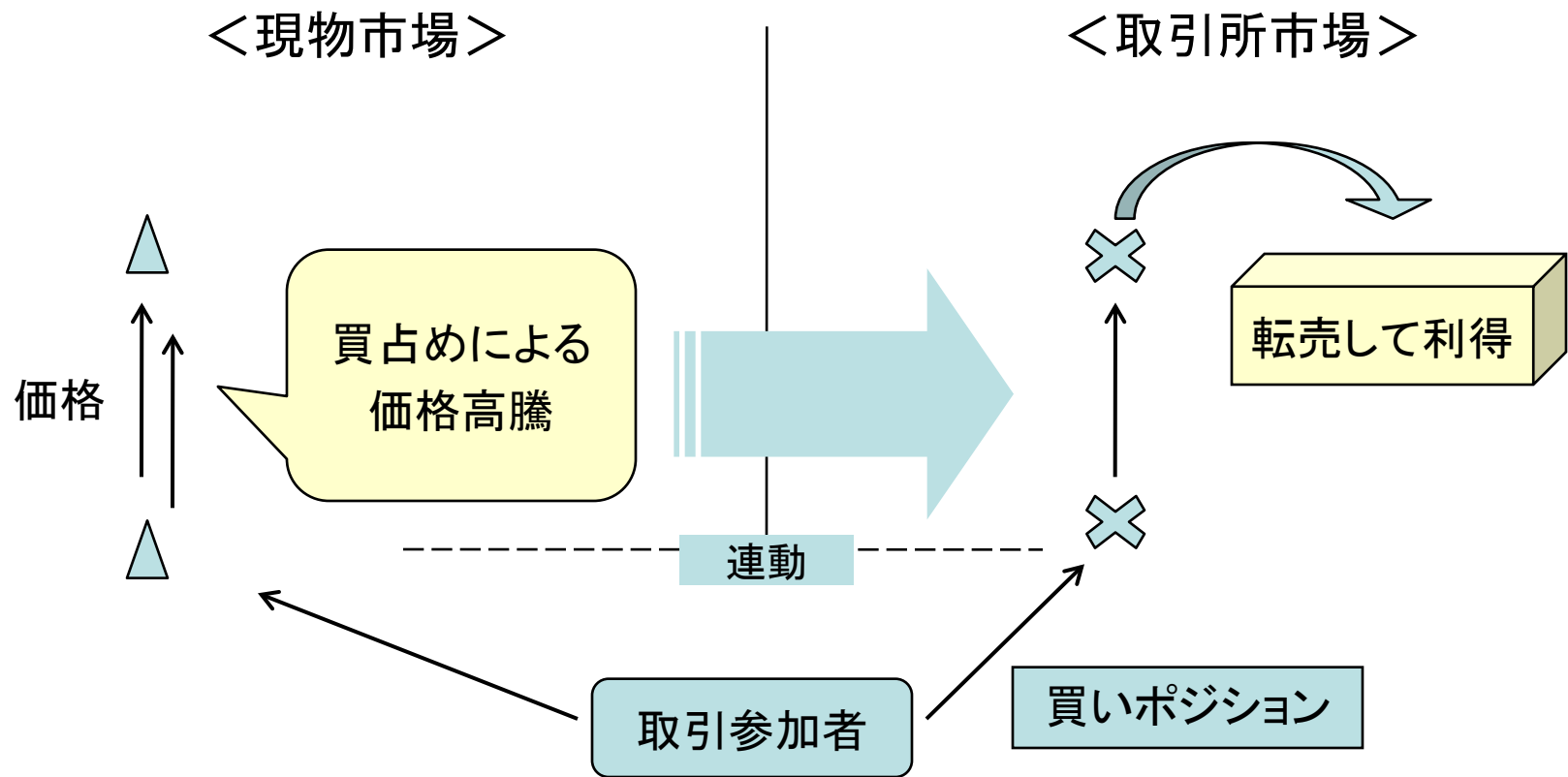
#### ■ 商品取引所の自主規制の新設

自主規制業務を法定し、商品取引所が、会員等に対する法律等遵守状況の調査や除名処分などを行うことを義務付ける。(第5条の2)

※株式会社商品取引所においては、自主規制委員会の設置を認める(第96条の2)。

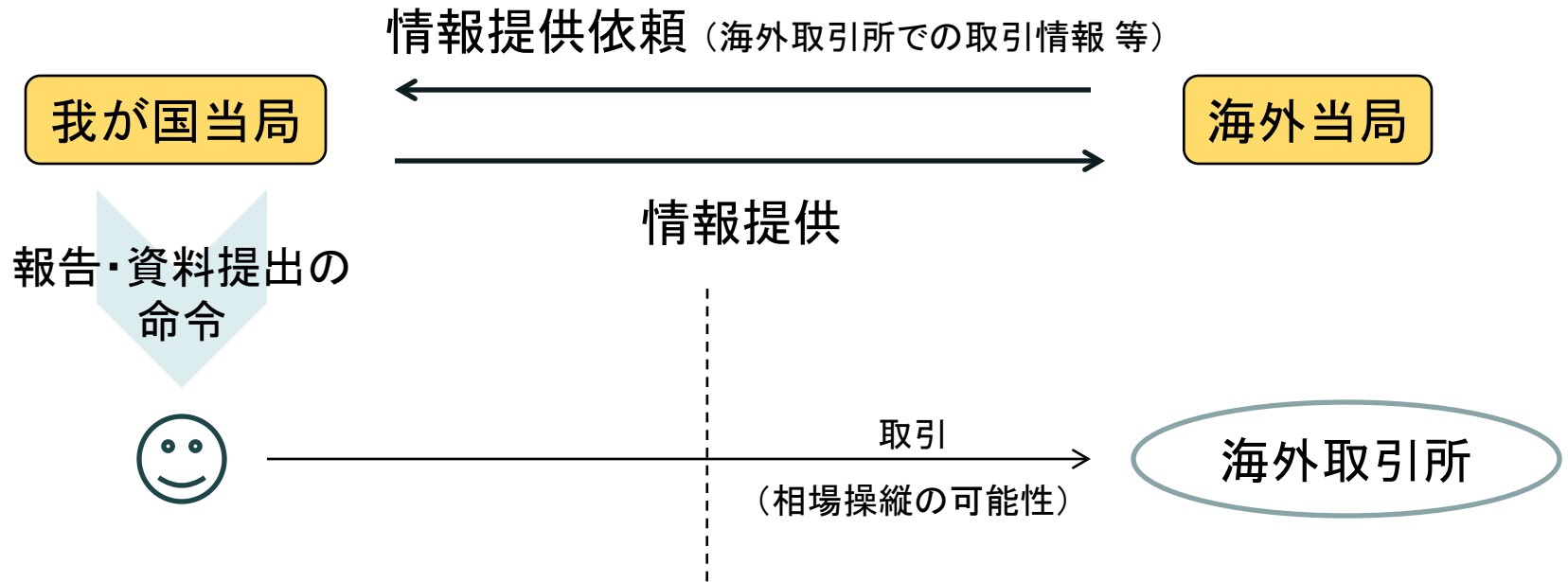
# (参考) 新たに禁止される相場操縦の事例

◆ 商品市場外で取引を行うことによって、商品市場の相場を操縦



# 海外当局との協力

■ 商品市場の透明性向上が国際的課題となる中、商品先物取引に関する海外当局からの要請に対し情報提供が可能となるよう、規定を整備。



✓海外当局からの情報提供に協力することで、我が国当局からも情報提供を要請することが可能に。

「トラブルのない」商品先物市場

## 改正法における業規制（参入要件）

- 国内・外国・店頭取引における業者については、「商品先物取引業者」として一本化（許可制）。
- 媒介行為のみを行う業として「商品先物取引仲介業」を新設（登録制）。

	現行	改正後
国内取引所に係る先物取引	商品取引員としての許可	商品先物取引業者としての許可
海外商品先物取引	海先法による規制（※） 参入規制はなし	
店頭商品先物取引	一部取引については届出	●ただし、大規模顧客のみを相手とする店頭業者は届出
仲介業（委託の媒介のみ）	国内については禁止	商品先物取引仲介業者としての登録

※ 改正後は海先法は廃止し、商品先物取引法と一本化

# 改正法における業規制（行為規制①－全体像）

■利用者がプロかアマかで行為規制に強弱をつけるプロ・アマ規制や、勧誘を要請していない顧客に対して一方的に勧誘を行う「不招請勧誘」の禁止などの規制を整備。

## ＜現行制度＞

### 主な禁止行為等

- ・分離保管
- ・のみ行為の禁止
- ・断定的判断の提供禁止
- ・迷惑勧誘の禁止
- ・広告等の規制
- ・再勧誘の禁止
- ・説明義務
- ・書面等の交付

### ＜その他＞

- 純資産額規制比率  
適用対象：商品取引員全て
- 外務員登録  
営業所毎の登録
- 合併・分割・事業譲渡の認可  
認可対象：合併・分割・事業譲渡そのもの

## ＜改正後＞

### 主な禁止行為等

- ・分離保管
- ・のみ行為の禁止
- ・断定的判断の提供禁止
- ・迷惑勧誘の禁止
- ・広告等の規制
- ・再勧誘の禁止
- ・**不招請勧誘の禁止（新設）**
- ・説明義務
- ・書面等の交付

### プロアマ規制導入

プロ相手取引  
においては  
適用除外

- 純資産額規制比率  
金融機関については適用を除外
- 外務員登録  
営業所毎の登録を廃止
- 合併・分割・事業譲渡の認可  
認可対象：合併・分割・事業譲渡に伴う  
権利義務の承継

# 改正法における業規制（行為規制②-プロ・アマ規制）

■プロ・アマ規制の導入により、プロによる商品先物市場のより円滑な利用を可能とするとともに、アマに対しては十分な保護を実現。

<主な主体のプロアマ区分>

## プロ顧客

### ●特定委託者

- ・商品先物取引業者
- ・商品投資顧問業者
- ・国内取引所の会員
- ・外国取引所の会員
- ・省令で定める要件を満たす法人

### ●特定当業者

- ・取引対象商品の売買等を業としている当業者のうち、資産要件等省令で定める要件を満たす者

## アマ顧客

### ●法人（特定委託者・特定当業者以外）

### ●匿名組合の営業者

### ●個人

- ・知識・経験・財産を有する個人
- ・上記以外の一般個人

## 移行手続き

### ●プロのアマ成り

- ・委託者から申出があった場合、承諾義務有り
- ・承諾時に書面を交付
- ・移行の効果は無期限

### ●アマのプロ成り

- ・委託者からの申出後、一定事項を書面で確認しなければ承諾してはならない。
- ・移行の効果は1年以内

※下線を付した者はプロ・アマへの移行不可能

# 今後のスケジュール

- 法改正は3段階に分けて施行。
- 完全施行は公布から約1年半後。

<段階施行のスケジュールと主な内容>

09年7月

- 改正法の成立→公布

09年10月

- 取引規制に関する部分

公布から1年以内

- 取引所相互乗り入れ

公布から1年半以内

- 完全施行
- 海先法廃止、「商品先物取引法」に一本化
- 商品先物取引業者、仲介業者
- プロアマ規制、不招請勧誘の禁止

## 経過措置

- 施行後に業務を行う者は、原則として、商品取引員を含め、許可を取得する必要。
- 許可申請は施行前の事前申請が可能。

現在	施行後	
商品取引員	引き続き業務を行う者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改めて商品先物取引業者の許可が必要</li> <li>・許可申請は施行前の事前申請が可能</li> </ul>
	許可申請を行わない者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施行前に委託を受けた取引の終了のみ可能</li> </ul>
海外先物業者	引き続き業務を行う者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品先物取引業者の許可が必要</li> <li>・許可申請は施行前の事前申請が可能</li> </ul>
	許可申請を行わない者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施行前に委託を受けた取引の終了のみ可能</li> </ul>
店頭業者	引き続き業務を行う者 (大規模顧客以外相手を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品先物取引業者の許可が必要</li> <li>・許可申請は施行前の事前申請が可能</li> </ul>
	許可申請を行わない者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施行後は業務不可能(経過措置なし)</li> </ul>
	大規模顧客相手取引のみを行う者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施行後1月間は届出なく業務継続可能</li> </ul>
商品先物取引業者の外務員	商品取引員の外務員登録済みの者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに外務員登録を行う必要はなし (旧法上の登録が新法上の登録とみなされる)</li> </ul>
	これから外務員業務を行う者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに外務員登録が必要</li> <li>・ただし、施行後6月間は登録なく業務可能(国内商品市場における取引の勧誘を除く)</li> </ul>
海外・店頭の媒介行為を業として行っている者	引き続き業務を行う者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲介業者としての登録が必要</li> <li>・施行後6月間は登録なく業務継続可能(商先業者の委託が必要)</li> </ul>